※祝日は除く

令和7年度一時保育事業 (幼稚園実施分)のお知らせ

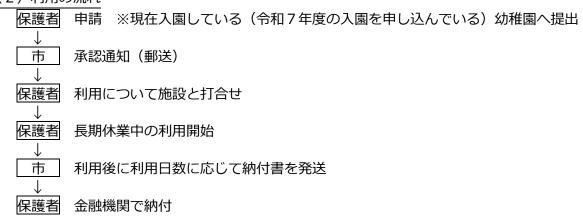
■ 幼稚園の長期休業中等の一時保育

下記の市立幼稚園で、夏休み等長期休業中の一時保育を実施します。

(1)利用対象児童

- ・登米市に住所を有し、登米市立幼稚園に入園しており、平日の預かり保育を幼稚園に登録して いる方で、幼稚園の長期休業期間中も家庭で保育できない児童(月〜金曜日対応)
 - ※ **原則家庭で保育ができない家庭で、保育が必要な時間のご利用に限ります。**家庭で保育できる場合は家庭保育をお願いいたします。
 - ※ 実施施設自園の預かり保育申込状況によっては、利用できない場合があります。 長期休業 中の利用が必要な場合は、実施施設への入園・保育所型預かり保育の申込もご検討ください。

(2)利用の流れ



(3)実施施設

施設名	住所	TEL	対象児	対応曜日
新田幼稚園	迫町新田字山崎 259-4	0220-28-2222	4 歳児 ~ 5 歳児	月~金
中田幼稚園	中田町宝江新井田字要害 3-1	0220-34-3502		月~金
南方幼稚園	南方町山成 95-6	0220-58-2218		月~金

※保育所等で実施されている一時保育は、定員等により原則利用できません。幼稚園入園児は、上記3園の一時保育をご利用いただきます。

(4)利用できる期間・時間

・幼稚園の長期休業期間(春休み・夏休み・冬休み)の8時30分から18時00分のうち、保育を必要とする日・時間

(5)利用料金

休業期間	利用料金	
幼稚園長期休業(春・夏・冬)	400円/日	

※施設等利用給付認定を申請し認定を受けた場合はひと月 11,300 円まで利用料金が無償化になります。 (6)申込み

・期 間:令和6年10月15日(火)〜31日(木)午後1時30分〜午後5時00分 (土日、祝日を除く)

・申 込 先:現在入園している(または令和7年度の入園を申し込んでいる)幼稚園

·申込書類:一時保育事業利用(変更)申請書【別紙】

【問い合わせ先】

登米市教育委員会 学校教育課 教育振興係

電 話:0220-34-2679